

宗像市離島市立学校児童生徒の試合等に係る渡船使用料補助金交付  
要綱の一部を改正する告示

宗像市離島市立学校児童生徒の試合等に係る渡船使用料補助金交付要綱（平成2  
1年宗像市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「使用料」を「運賃」に改める。

第1条中「使用料」を「運賃」に改め、「の一部」を削る。

第3条を次のように改める。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、渡船運賃の額とする。

附 則

この告示は、平成24年2月1日から施行する。

宗像市離島市立学校児童生徒の試合等に係る渡船使用料補助金交付要綱

改正案	現行
<p>宗像市離島市立学校児童生徒の試合等に係る渡船運賃補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、離島に位置する宗像市立の小学校又は中学校(以下「学校」という。)の児童又は生徒(以下「児童生徒」という。)が体育、文化等に関する大会(以下「大会」という。)に参加することを前提として行う練習試合又はそれに相当する諸行事(以下「試合等」という。)に参加する場合において、児童生徒が利用する宗像市渡船の運賃(以下「渡船運賃」という。)を予算の範囲内において補助する宗像市離島市立学校児童生徒の試合等に係る渡船運賃補助金(以下「補助金」という。)に関し、宗像市補助金等交付規則(平成15年宗像市規則第31号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、渡船運賃の額とする。</p>	<p>宗像市離島市立学校児童生徒の試合等に係る渡船使用料補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、離島に位置する宗像市立の小学校又は中学校(以下「学校」という。)の児童又は生徒(以下「児童生徒」という。)が体育、文化等に関する大会(以下「大会」という。)に参加することを前提として行う練習試合又はそれに相当する諸行事(以下「試合等」という。)に参加する場合において、児童生徒が利用する宗像市渡船の使用料(以下「渡船使用料」という。)の一部を予算の範囲内において補助する宗像市離島市立学校児童生徒の試合等に係る渡船使用料補助金(以下「補助金」という。)に関し、宗像市補助金等交付規則(平成15年宗像市規則第31号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、渡船使用料に2分の1を乗じて得た額とする。</p>

## ○宗像市離島市立学校児童生徒の試合等に係る渡船使用料補助金交付要綱

平成21年12月24日

教育委員会告示第2号

### (趣旨)

第1条 この告示は、離島に位置する宗像市立の小学校又は中学校（以下「学校」という。）の児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）が体育、文化等に関する大会（以下「大会」という。）に参加することを前提として行う練習試合又はそれに相当する諸行事（以下「試合等」という。）に参加する場合において、児童生徒が利用する宗像市渡船の使用料（以下「渡船使用料」という。）の一部を予算の範囲内において補助する宗像市離島市立学校児童生徒の試合等に係る渡船使用料補助金（以下「補助金」という。）に関し、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、宗像市立地島小学校、宗像市立大島小学校又は宗像市立大島中学校に在籍する児童生徒であって、次に掲げる大会と密接な関連を有し、当該大会が開催される日前30日以内に開催される試合等に参加した児童生徒とする。

(1) 文部科学省、福岡県教育委員会又は宗像市教育委員会が主催、共催又は後援する大会

(2) 日本中学校体育連盟その他これを組織するものが主催又は共催する大会

(3) 宗像地区中学校文化連盟が主催又は共催する大会

(4) その他宗像市教育委員会が学校教育上特に必要と認める大会

2 補助金の交付の対象となる者の数は、試合等に参加した児童生徒のうち、当該大会の開催要綱等で定められた参加定員の数とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、渡船使用料に2分の1を乗じて得た額とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請は、試合等に参加した児童生徒の属する学校長又はその保護者で組織された後援会等の団体の長が行うものとする。

### (雑則)

第5条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この告示の施行前に宗像市離島市立学校児童生徒の試合等に係る渡船使用料補助金交付要綱（平成21年宗像市告示第15号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。